

平成 30 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N E W A R T
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 白 石 幸 生
(J A S D A Q ・ コード 7 6 3 8)
問 合 せ 先 取 締 役 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

香港子会社による ICO 実施及び新規事業の検討に関するお知らせ

当社の連結子会社である HONG KONG NEW ART LIMITED (本社：中国・香港、代表取締役：白石幸生) は、平成 30 年 3 月 15 日から平成 30 年 6 月 20 日を販売期間として、ICO (Initial Coin Offering) における新規発行トークン「ニューアートコイン (以下 NAR といいます。)」の販売を開始することを決定し、当社グループにおいて、新規事業の検討を開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、NAR の募集につきましては、日本国内の居住者を対象としたものではありませんので、日本居住者はこれを購入することはできません。また、日本居住者への転売も禁止されています。

記

1. ICO による資金調達を行う目的

(1) 資金調達の目的

当社グループは、ダイヤモンド業界のパイオニアとしてオリジナルブライダルリングの制作・販売や、ティアラレンタルサービス、結婚式場紹介サービスを展開する総合ブライダル企業からスタートした企業グループです。

現在、当社グループは、総合ブライダルサービス以外にさまざまな企業運営を進めています。エステ事業の株式会社ニューアート・ラ・パルレ、アートと金融を融合させる株式会社ニューアート・フィンテック、ゴルフを中心としたスポーツ関連事業の株式会社ニューアート・クレイジー、仮想通貨関連事業の株式会社ニューアート・コインといった会社が当社のグループに加わり、広範囲な分野でのビジネス展開を進めると同時に海外展開を積極的に推進しています。

この度、当社グループの中心事業であるジュエリー事業の拡大に向けた海外・国内の新規出店、既存事業の事業提携や企業買収、ジュエリー事業の伝統を守りつつ新たな試みとしてフィンテック技術を融合させて更なる発展を遂げるためのブロックチェーンを利用したダイヤモンド取引プラットフォームの開発、仮想通貨関連事業を推進するための仮想通貨交換所開設に向けた仮想通貨プラットフォームの開発や仮想通貨のマイニング事業の推進、新たに進めているアート事業に関するライセンスビジネス基盤づくりのために ICO を実施し、資金調達を図ります。

(2) 調達した資金で行う新たな事業の内容

① 海外・国内における新規出店

当社グループは、現在、中国・上海市、台湾・台北市にジュエリー事業及びエステ事業を展開しています。台湾・台北市では、平成29年6月に、当社グループ最大の複合店舗をオープンしています。当社グループは、台湾において、ブライダルジュエリー専門店「銀座ダイヤモンドシライシ」「エクセルコ ダイヤモンド」の統合店の新規出店を加速させてまいります。さらに、エステティックサロン「ラ・パルレ」についても、中国・上海市を含めたアジアでの更なる展開を検討しています。当社グループは、今後5年で海外30店舗、国内20店舗の新設を目指してまいります。

② 企業との事業提携・企業買収

当社グループは、現在、ジュエリー事業、エステ事業、アート事業、スポーツ関連事業、仮想通貨関連事業を推進していますが、これらの関連企業と事業提携・企業買収を推進することで事業拡大を図り、当社グループの企業価値の拡大を目指してまいります。

③ ブロックチェーンによるダイヤモンド取引プラットフォーム

当社グループが開発予定の分散型ダイヤモンド取引プラットフォームは、ダイヤモンドの取引履歴とあわせて、形状データ、色、カット、透明度、カラットなどといったダイヤモンドを識別するための複数のデータをブロックチェーンに記録し、イスラエル等の関係機関と協力して、鑑定書のデジタル化を可能とします。ダイヤモンドの原産地から消費者までを網羅した取引の全プロセスを透明化し、不正な売買取引を防ぐだけでなく、必要に応じて、銀行、保険会社、ディーラー、消費者等が各ダイヤモンドの履歴を自由に閲覧でき、さらに個々のダイヤモンドを識別することが可能になることで、その石がどのように売買されてきたかという履歴もブロックチェーンから確認できます。

当社グループは、ジュエリー事業において同プラットフォームを活用することで、ジュエリー事業の拡大を図るとともに、ジュエリー業界におけるダイヤモンド取引の基盤プラットフォームを目指してまいります。

④ 仮想通貨プラットフォーム

当社グループは、仮想通貨関連事業を推進すべく、仮想通貨交換所への参入も検討しています。仮想通貨プラットフォームを開発し、仮想通貨交換所の開設を目指す予定です。仮想通貨プラットフォームとは、販売所システム、交換所システム及び入出金が可能なプラットフォームを指します。

販売所システムとは運営会社が取引相手となり、運営会社が定めたレートで顧客にBitcoin等仮想通貨の売買を行うことができるサービスです。顧客は運営会社から仮想通貨を購入又は売却することができます。交換所システムとは顧客同士のBitcoin等仮想通貨の売買注文を媒介するサービスです。売買価格は顧客の需要と供給の関係で決定されます。

当社グループは、仮想通貨交換所の運営を目指し、仮想通貨関連事業の拡大を図ってまいります。

⑤ 仮想通貨のマイニング事業

当社グループは、仮想通貨関連事業において、仮想通貨のマイニング事業を推進していく予定です。同事業において、仮想通貨のマイニングファームの運営を予定しており、仮想通貨事業の拡大を目指します。

仮想通貨は、ブロックチェーンというネットワーク上に分散保存されている取引台帳にすべての取引記録を追記します。この追記作業を行うことをマイニングと呼びます。マイニングはコンピュータで計算を行い、成功すると報酬として仮想通貨が支払われます。当社グループは、マイニングによる収益性の追求に加え、上記④で記載の仮想通貨交換所を運営する際に顧客に提供する各仮想通貨の流動性を確保し、顧客に対しての利便性を図るとともに、仮想通貨業界の発展に貢献してまいります。

⑥ ブロックチェーンによる著作権等管理及び利用サービスプラットフォーム

当社グループは、新規事業としてライセンスビジネスを検討しています。著作権については、現在、すべての著作物を網羅する登録制度がないために著作物と著作権者の確定をすることが不完全であるという現状があります。こういった中でブロックチェーンの技術を活用することにより、著作物と著作権者の紐付けが可能となり、これまでランダムに管理されていた著作物についての権利関係を整理して適切に管理することができます。当社グループは、著作権等のライセンスについて、整理・統合できるプラットフォームを構築し、著作者の権利を守るとともに著作物を利用したい企業や個人が正しい著作権者とのコンタクトが速やかに出来るという方法を実現することでその利便性を図り、著作物利用の促進を図ってまいります。

ブロックチェーンによる著作権等管理及び利用サービスプラットフォームは、ブロックチェーン技術を利用した、著作権等管理システムです。過去の著作物を登録することに加え、新しく作られた作品を著作権者が登録することで、著作権者と著作物の関係を明確にし、それを簡単に利用できるシステムを構築していく予定です。

当社グループは、同プラットフォームを活用し、著作権の証明による手数料、著作物検索システムの開発によるサイト開発と同サイト内での広告収入、著作物の利用促進のための広告手数料、著作物の利用希望企業への提案、ライセンス契約に関する代行、ライセンス商品の独自開発、新人の発掘、デビュー、作品発表の場の提供、エージェント代行業務等により収益拡大を目指してまいります。

(3) 資金調達の方法として ICO を選択した理由

当社は、当社グループにおける ICO 実施の決定に際し、当社の財務状況、資金調達の確実性の観点から、従来の株式を発行する方法を含めて慎重に比較検討を行ないました。その結果、今回の ICO について、当社は、当社株式に直接関連する手法ではなく、既存の株主の皆様に対する影響を最小限に抑えつつ、当社グループが必要とする事業用資金を調達できるものと判断いたしました。

また、当社グループは、今後、積極的に海外事業を推進する予定です。現在、中国、香港、台湾での事業を開始しており、アジアでのビジネス展開を進めています。当社は、日本国内だけではなく、アジアとそれ以外の地域への事業展開も視野に入れています。このような状況も踏ま

えて、今回は、全世界の投資家（日本及び一部の国を除きます。）に向けて幅広く、当社グループの事業について情報発信可能な資金調達方法である ICO による調達がふさわしいとの結論に達しました。同時に、仮想通貨事業については大きな可能性があり、今回は単に資金調達を行うだけでなく、新しい技術であるブロックチェーン(分散型台帳)を利用した新規事業への参入を視野に入れています。

なお、当社が当社グループにおける ICO を選択した具体的な検討内容は以下のとおりです。

<その他の資金調達方法の検討について>

① 金融機関からの借入れ

当社は、金融機関に対し、当社グループの業績・財務状況について適宜説明しており、当社グループの現状についてご理解いただくとともに、引き続き良好な関係を維持していますが、本件につきましては、資金調達の目的が海外事業及び仮想通貨に関わるものであり、新規事業や海外事業への投資は、既存事業と比較して、成果がより不確実であることから、かかる使途を目的とした借入は金融機関からの理解が得がたい状況にあります。現時点においては、金融機関からの借入ではなく、直接金融に近い方法での調達が望ましいと考えています。

② 公募増資、第三者割当増資、新株予約権等

公募増資、第三者割当増資、新株予約権の発行による資金調達については、既存株主の皆様の利益に配慮することが重要であり、既存株主の株式の希薄化の問題も検討することが重要です。

さらに、当社の発行済株式数は、現在 3 億株以上であり、他社と比較するとかなり多い現状です。新株又は新株予約権の発行による資金調達については、発行済株式数がさらに増加するため一株当たりの利益が低下します。すなわち一株当たりの価値が低下し希薄化することになるため、慎重に対応する必要があり、現時点では難しい方法と考えています。

<本資金調達方法（ICO）のメリット及びデメリット>

（メリット）

- ・海外の投資家に広く投資を募ることができること

今回の ICO については、日本を含む数カ国での募集及び販売はしませんが、海外の投資家を対象に、広く投資を募ることができると考えています。

- ・既存株主に対する影響の最小化

今回の ICO については、日本の証券市場で行なう募集ではなく、かつ一般的な有価証券の募集ではないため、当社の株主が保有する株式に対する影響は最小限であると推察します。

- ・新技術の応用

今回の ICO については、新しい技術を活用した資金調達方法であり、単に資金を調達するのみではなく、新しい技術を企業経営に応用するためのきっかけとなる可能性があります。

（デメリット）

- ・新技術の不確定性

新しい技術を活用する利点はたくさんありますが、その反面、新技術のため不確定な要素もあり、NAR や仮想通貨が危険にさらされる可能性があります。このためコールドウォレットを利用して外部から遮断するなど安全性の担保が必要になるものと考えています。

・風評

過去の ICO の発行者の中には、企業発展や成長のための資金を調達するのではなく、単に資金を集めて、事業に投資しない、いわゆる詐欺的行為を行う事業者や、失敗をして投資家に迷惑をかけた発行者が存在したため、ICO という資金調達方法に対する評価が低い場合があります。

・資産価値の変動

トークンは Bitcoin 等の一部の仮想通貨との交換により現金化されることが最終的に想定されますが、Bitcoin 等の仮想通貨の価格変動が激しいという現状があります。

・資金調達の不確実性

今回の ICO の募集によって当初予定している金額が集まらない場合、予定している事業の計画を変更せざるを得ない場合があります。

2. ICO による資金調達の内容

(1) トークン発行会社の概要

① 名称	HONG KONG NEW ART LIMITED	
② 所在地	6/F HEUNG WAH INDUSTRIAL BUILDING NO.12 WONG CHUK HANG ROAD, ABERDEEN, HONG KONG	
③ 代表者の役職・氏名	董事 白石 幸生	
④ 事業内容	ジュエリー事業、エステ事業等	
⑤ 資本金	2 百万 HKドル	
⑥ 設立日	平成 27 年 11 月	
⑦ 大株主及び持株比率	株式会社NEW ART 100%	
⑧ 上場会社と当該会社との関係	資本関係	上記⑦のとおりです。
	人的関係	当社代表取締役が当該会社の董事を兼務しています。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) トークンの仕様

① 名称	ニューアートコイン (略称: NAR)
② トークンの発行と引き換えに受領する仮想通貨等の種類	Bitcoin 及び Ethereum
③ 基本レート	1 NAR = 0.0001BTC (最小購入は 40NAR より可能) 1 NAR = 0.001ETH (最小購入は 10NAR より可能)
④ 発行可能なトークン数の上限	トークンセールス時の売出發行数の上限: 150,000,000NAR 但し、売出發行数上限と同数を別途会社保有分として発行し、総發行数は最大 300,000,000NAR になります。会社保有分 150,000,000NAR は、下記⑧に記載のとおり、タイムボーナス(下記⑧※1 参照)、紹介特典(下記⑧※2 参照)、ICO にかかわる経費(主に広告宣伝費・開発費)に使用する予定です。トークンの分配先については、下記⑧を参照ください。

	トークンセール終了時に売れ残ったトークンは、会社保有分としてリターンし、再募集等に活用する可能性があります。現時点では未定です。なお、当初の会社保有分のトークン 150,000,000NAR は、再募集には使用しない予定です。		
⑤ 発行するトークンの購入可能者、その他の割当先	届出、登録、許認可等を要する又は NAR の購入を禁じられていない地域又は国におけるその居住者 (注) 日本国内において NAR の勧誘又は募集を行っておりません。		
⑥ 調達額の上限・下限	0NAR ～ 150,000,000NAR (トークン発行時の日本円換算 1 NAR は約 100 円相当)		
⑦ 具体的な資金使途・支出時期	具体的な使途	支出予定金額※	支出予定時期
	a) 海外・国内新規出店資金及び初期運転・マーケティング費用	50億円 (海外30店舗、国内20店舗を新設予定 1店舗：1億円)	平成30年4月～平成35年3月
	b) 企業との事業提携・企業買収資金及びその諸費用	30億円 (提携・買収費用等)	平成30年4月～平成35年3月
	c) ブロックチェーンによるダイヤモンド取引プラットフォームの開発	30億円 (開発費用等)	平成30年7月～平成31年6月
	d) 仮想通貨プラットフォームの開発	10億円 (開発費用等)	平成30年7月～平成31年6月
	e) マイニングマシンの調達	20億円 (マイニングマシン・初期投資費用等)	平成30年7月～平成31年6月
	f) ブロックチェーンによる著作権等管理及び利用サービスプラットフォームの開発	10億円 (開発費用等)	平成31年4月～平成34年3月
⑧ 分配先	<p>トークン総発行数 300,000,000 NAR の配分は次のとおりです。 トークン購入者 50%、タイムボーナス(※1) 15%、紹介特典(※2) 5%、ICO にかかわる経費(主に広告宣伝費・開発費) 30%</p> <p>(※1) タイムボーナスとは、トークンセール中にタイムボーナスが適用され、購入トークンに加え、以下ボーナストークンが付与されます。</p> <p>(以下香港時間で記載)</p>		

	<p>30%ボーナス： 平成30年3月15日～平成30年3月28日12時59分</p> <p>15%ボーナス： 平成30年3月28日13時～平成30年4月25日12時59分</p> <p>5%ボーナス： 平成30年4月25日13時～平成30年5月23日12時59分</p> <p>ボーナスなし： 平成30年5月23日13時～平成30年6月20日12時59分</p> <p>(※2) 紹介特典とは、購入者が、別の方を紹介しその方がトークンを購入した場合、紹介された方の購入トークンの10%を、紹介者に追加トークンとして付与されます。</p>
<p>⑨ 所有者特典</p> <p>※NRA は日本居住者への募集は行ないませんが、日本居住者以外のトークン保有者が当社の日本国内及び海外の当社店舗で割引サービスを受けることができます。</p> <p>※所有者特典の有効期間：3年（平成30年6月21日～平成33年6月20日）</p>	<p>■銀座ダイヤモンドシライシ</p> <p>10トークン以上保有者・・・5%割引 1000トークン以上保有者・・・10%割引</p> <p>■エクセルコ ダイヤモンド</p> <p>10トークン以上保有者・・・5%割引 1000トークン以上保有者・・・10%割引</p> <p>■銀座ダイヤモンドシライシ (Love Letter Jewelry)</p> <p>10トークン以上保有者・・・5%割引 1000トークン以上保有者・・・10%割引 5000トークン以上保有者・・・15%割引</p> <p>■その他、ニューアート・ラ・パルレ、ニューアート・クレイジー 利用割引も予定しています。</p>

※支出予定金額につきましては、発行時の概算金額（1NAR＝約100円）で算出し、支出予定金額は150百万NAR（発行時日本円換算約150億円相当）を想定した場合における金額で記載しています。調達した仮想通貨については、事業が始まるタイミングで現金が必要な時期に換金します。それまでに当社に集まった仮想通貨は、外部と繋がっていない保管場所であるコールドウォレットに移して保管します。なお、150百万NARを最大調達額としていますが、調達額は、予定を下回る可能性があります。その場合、現時点では、すぐに追加募集を行わず、特定の一事業に調達した資金を全額充当するわけではなく、各事業の内容により、その事業で有効な金額をその都度、検討して配分する予定です。当社の事業の優先順位や充当金額については、実際の調達額により見直しを行う方針です。その結果、事業の実施については、実施時期の延期、事業規模の縮小もしくは内容の変更、事業の中止となる場合もあります。こういった事象が発生し、計画が大きく変更となる場合やNARの使用目的及び使用分量が変更となる場合は、速やかに変更内容を開示いたします。

(3) 日程

① 取締役会決議日	平成30年3月6日
② 販売期間（予定）	平成30年3月15日～平成30年6月20日

3. 業績に与える影響

(1) ICO 自体が業績に与える影響

平成30年3月期通期における連結業績予想につきましては、平成30年2月14日付「平成30年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」及び「平成30年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおりです。なお、かかる連結業績予想は、今回のICO実施の影響が考慮されておきませんが、今期につきましては、ICO自体が業績に与える影響は軽微であると考えております。今後、本ICO実施による、当社の業績への影響が大きなものとなる場合には、速やかにその内容を開示させて頂く予定です。なお、来期の業績に与える影響につきましては、当社のみで推進できる事業ばかりでなく、投資対象が不動産、設備、人員等と多岐にわたるため、現時点での具体的な影響は精査中であり、今後判明次第、決算発表又は適時開示資料等で速やかにお知らせいたします。

(2) ICO に関連する会計処理方法

ICOに関連する会計処理方法につきましては、現時点では各段階において以下の方法で会計処理を実施する予定で検討しています。

① トークン購入者よりBitcoin又はEthereumが払い込まれた時点

ICOの結果、トークン購入者よりBitcoin又はEthereumが払い込まれる都度、トークン購入者にNARを発行する予定です。トークン購入者よりBitcoin又はEthereumの払い込みがなされた場合、その時点におけるそれぞれの主要な仮想通貨交換所の取引価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の取得価額として資産計上し、同額を繰延収益として負債計上します。

② 会社保有分としてNARが発行された時点

会社保有分としてNARが発行された場合、NARの取得原価はゼロ円として資産計上します。

③ ICOで調達したBitcoin又はEthereumを売却した時点

ICOで調達したBitcoin又はEthereumを売却した場合、帳簿価額と取引日における公正価値（売却額）との差額を損益として計上します。公正価値については、主要な仮想通貨交換所の取引価格に基づいて算定されます。

④ ICOで調達したBitcoin又はEthereumをもって資金使途に記載されている内容の支払を行う場合

ICOで調達したBitcoin又はEthereumをもって資金使途に記載されている内容の支払を行う場合、帳簿価額と請求額との差額を損益として計上します。なお、ICOで調達したBitcoin又はEthereumを売却して支払を行う場合、上記③の会計処理を行った上で、当該売却代金をもって支払を行うこととなります。

⑤ 決算期末

ICOで調達したBitcoin又はEthereumを決算期末時点で保有している場合、公正価値に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として計上します。公正価値については、主要な仮想通貨交換所の取引価格に基づいて算定されます。なお、決算期末時点で会社保有分として発行したNARを保有している場合、公正価値評価を行わず、取得原価（ゼロ円）をもって資産として計上します。なお、トークン購入者よりBitcoin又はEthereumが払い込まれた際に計上した繰延収益が決算期末時点で計上されている場合、四半期毎にトークン所有者の特典の利用実績をふまえ将来の割引金額を

合理的に見積もり、当該見積額が繰延収益残高を下回ることが明らかな場合、当該差額について繰延収益を取り崩して収益（営業外収益もしくは特別利益）に一括計上します。

⑥ トークン保有者が所有者特典を利用した時点

トークン所有者がトークン保有割合に応じた所有者特典を利用した場合、トークン所有者に対する割引の提供に見合う金額に応じて、負債に計上している繰延収益の一部を取り崩して収益（売上高）に計上します。なお、NARの所有者特典の有効期限（3年）が終了した時点で残っている繰延収益残高は、期限満了による収益として一括で収益（営業外収益もしくは特別利益）に計上する予定です。

⑦ 当社保有分のNARを使用した時点

当社保有分のNARを使用して資金使途に記載されている内容の支払を行う場合、上記④と同様の処理を想定しています。ただし、帳簿価額がゼロ円である点が公正価値で評価されているBitcoin又はEthereumを使用した場合と異なることとなります。なお、当社保有分のNARを使用してタイムボーナスや紹介特典として付与した場合、帳簿価額をゼロ円で計上しているため、特段の会計処理は認識せず、当社保有分のNAR数量が減少するのみとなります。

※ 現在、仮想通貨に関する会計基準は、企業会計基準委員会より実務対応報告公開草案第53号として「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」の公開草案が平成29年12月6日に公表され、平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する旨の発表がありました。しかしながら、現時点においては、上場会社のICO事例が少なく、明確にICOに関連する会計処理に言及している上場会社も限られているため、会計慣行として完全に確立されているとは言えないものと考えられます。従って、今後、仮想通貨及びICOに関する法整備や会計基準の確立がなされることにより、これらの権利義務関係が明らかにされ、又は変更された場合、上記の会計処理に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、ホワイトペーパーに記載されている権利義務関係の解釈が将来的に変更された場合、上記の会計処理に重要な影響を及ぼす可能性があります。加えて、当社グループでの最初のICOの実施であり、実際にどれだけの規模の資金調達ができるか現時点で未確定であること、株式会社ニューアート・ラ・パルレや株式会社ニューアート・クレイジーでの利用割引を含めた所有者特典の詳細が現時点では未確定であること、所有者特典の利用実績を把握するにあたって現時点で実績がないこと等から調達した資金について繰延収益として繰り延べる部分と収益（営業外収益もしくは特別利益）として計上する部分の配分について現時点で言及することは困難であり、今後、調達総額が確定した時点、所有者特典の詳細が確定した時点、将来のトークン所有者に対する割引金額を合理的に見積もることができた時点の各段階で適切な検討を社内実施し、当社グループの財務諸表や業績に重要な影響を及ぼす可能性が生じた時点で速やかにお知らせする予定です。

(3) 調達した資金で行う事業が業績に与える影響

現時点においては、調達資金が未定ですが、全額調達された場合は、上記1-(2)「調達した資金で行う新たな事業の内容」①～⑥で記載したすべての事業について稼働することを可能とするための資金が確保されることとなりますが、必ずしもすべての事業が稼働し、事業展開が可能となることを保証するものではありません。

本資金により新規事業であるブロックチェーンを利用したビジネス、海外事業展開を推進する

ことが可能となり、大きな業容の拡大を実現することが期待されます。

ブロックチェーンを利用した技術は大きなビジネス分野となる可能性があります。業績に与える影響は現時点では未定であり、今後、精査し、平成31年3月期の業績予想に反映させていただく予定です。なお、トークンの販売状況につきましては、トークンセール終了後、速やかにお知らせする予定です。

以 上